委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	和歌山県		
3. 市区町村名	かつらぎ町		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/010/20170330193417.html		

執行機関名 かつらぎ町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(平成18年かつらぎ町 条例第38号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づ き定める条例の名称及び① の該当部分		かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第 1第3の項 かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(平成18年かつらぎ町条例第38号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(平成18年かつらぎ町 条例第38号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害児者</u> に対して医療費を支給することにより、 <u>重度心身障害児者</u> の保健の向上に寄与し、 <u>福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(平成18年かつらぎ町 条例第38号)
--------------	--	---